忠岡町子ども・子育て会議（第３回）会議概要

■日　時：平成26年８月20日（水）午後２時半～

■場　所：忠岡町役場 ３階研修室１・２

■出席者

[委　員] ◎奥田委員、○藤田委員、○高見委員、小島委員、萬野委員、小路委員、

長屋委員、大谷委員、富本委員、木下委員、正木委員、内藤委員、

漆原委員、谷野委員、野島委員

　　◎会長、○副会長

　　[事務局]子育て支援課　武田、二重、古川

教育総務課　道齊

　　　　　　㈱ぎょうせい 河野

■配付資料

会議次第、委員名簿、なるほどＢＯＯＫ、忠岡町次世代育成支援後期行動計画書

資料１　忠岡町子ども・子育て支援事業計画（骨子案／計画構成）

資料２　子ども・子育て支援新制度に係る見込み量について

資料３　新制度における基準条例の制定について

資料４　忠岡町子ども・子育て会議条例（案）

■会議次第

１．委嘱状の交付（交代委員のみ）

２．会長あいさつ

３．委員出席状況の報告

＜案件＞

１．忠岡町子ども・子育て支援事業計画（骨子案／計画構成）について

２．子ども・子育て支援新制度に係るニーズ量の見込みについて

３．子ども・子育て支援新制度における基準条例の制定について

４．忠岡町子ども・子育て会議条例の一部改正について

５．その他

■会議概要

次第１　委嘱状の交付

　○事務局の進行により、和田町長から新規委員へ委嘱状を交付（略）

　町長挨拶

　皆さん、大変お忙しい中での委員委嘱になりますが、どうぞよろしくお願いします。本町も、今年から次世代の子どもを育てるという考えのもとで、就学前教育・就学前保育ということで、今年の４月から教育委員会に子育て支援課を設置し、幼稚園・保育所事務を一元的に行っております。さらに、この子ども・子育て会議において委員皆様のお知恵をお借りして、忠岡町の子育てに関してのことを考えて行きたいと思っておりますので、委員皆様におかれましては大変お忙しいとは存じますが、よろしくご指導を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

次第２　会長あいさつ

みなさま、こんにちは。会長の奥田でございます。本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。昨年の１０月に第１回目を開催してから、早いもので１０ヵ月が過ぎております。この間、国においては様々な議論がなされておりますが、いまだ確定していない内容も多々あるようでございます。本町においてもこれまでに２回の会議を重ねて、今回で３回目となりましたが、今回につきましては今年度中に策定しなければならない事業計画の骨子案の提示と、その中に盛り込んでいく、昨年末に行いましたニーズ調査の結果から、量の見込みを計算しておりますので、その報告と各市町村におきまして基準条例というのを整備しなければなりませんのでその条例案についての報告を頂きます。

今回の量の見込みを盛り込み、住民ニーズにあった、事業計画を策定していかなければなりませんので委員皆様の忌憚のないご意見を聞かせて頂きたいと思います。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

次第３　委員出席状況の報告

　　　　委員１５名中、１１名の出席であり、会議が成立している旨を報告。

　　　　（欠席委員：小島委員、大谷委員、漆原委員、谷野委員）

案件１．忠岡町子ども・子育て支援事業計画（骨子案／計画構成）について

・・・・資料１に基づき、事務局説明（略）

質問、意見等について

委　　員：認定子ども園と、保育所・幼稚園はどう違うのか。

事 務 局：保育所と幼稚園のいいところを合わせたものが認定こども園となります。保育所は０歳から５歳まで、幼稚園は３歳からの入園となります。

委　　員：忠岡町は、保育所・幼稚園を一緒にはしないのか。

事 務 局：これから策定していく事業計画の中で、幼稚園と保育所の今後の方向性を考えていくことになります。

委　　員：地域の小さい保育所も認定していくのか。

事 務 局：本町の現在の状況では、新たに申請がくることは想定しておりませんが、申請があれば認定していくことになります。

案件２．子ども・子育て支援新制度に係るニーズ量の見込みについて

・・・・資料２に基づき、事務局説明（略）

意見等なし

案件３．子ども・子育て支援新制度における基準条例の制定について

・・・・資料３に基づき、事務局説明（略）

質問、意見等について

委　　員：３番目の放課後児童健全育成事業の中で「素養があり」とあるが具体的な国の基準というものは、あるのですか。

事 務 局：国の基準というのは、１号から９号まで定められております。その９つの基準以外に来年４月以降に都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないとなっており、この基準をクリアしているものの中から指導員を決めていくこととなります。

委　　員：指導員に年齢制限はありますか。

事 務 局：特に年齢制限はございませんが、６５歳前後でと考えております。

委　　員：忠岡町から他の市町村にある私立の幼稚園に通園している児童が５０名程度おられますが、新制度においても引き続いて通園できるよう、近隣の市町村との連携を図っていただきますようにお願い申し上げます。

事 務 局：遺漏のないように、事務を進めてまいります。

案件４．忠岡町子ども・子育て会議条例の一部改正について

・・・・資料３に基づき、事務局説明（略）

意見等なし

会　　長：意見等ないようですので、次に案件５のその他について、何でも結構ですので、何かございませんでしょうか。

委　　員：ニーズ量というものは、需要ですよね。それに対する供給体制についてはどうなっていますか。

事 務 局：今後の会議の中で、お示しさせていただく予定となっております。

　　　　　今回の３つの条例につきましては、本来であれば条例案本文を提示しなければならないところではありますが、国のほうからの確定が遅かったことにより提示できておりません。９月議会において可決されましたら、委員皆様にお示しさせていただきますので、よろしくお願いします。

　　　　　本日の案件１並びに２のとおり、「量の見込み」を盛り込んだ事業計画を今後策定していくわけですが、次回は１０月を目処に開催予定でありまして、その際に計画の素案をお示しさせていただきたいと考えております。その後、出来れば年内にもう１回、それから年明けに１回と、４回程度開催したいと考えておりますのでよろしくお願いします。次回の開催につきましては日程が決まり次第、ご連絡させて頂きます。事務局からの連絡事項としましては以上であります。

会　　長：以上をもちまして、本日の会議に提出いたしました案件は、すべて終了いたしました。委員皆様ご協力ありがとうございました。

事 務 局：奥田会長様どうもありがとうございました。委員の皆様方には、本日は長時間、ありがとうございました。これをもちまして、第３回忠岡町子ども・子育て会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

了

終了時刻午後４時半